

**令和7年度
新宿区立高田馬場創業支援センター
及び
新宿区立新宿消費生活センター分館
指定管理者の管理業務に係る事業評価結果**

令和8年7月

新宿区

【 目 次 】

I	評価の目的	2
II	施設の概要	3
III	評価の概要	4
IV	評価結果	
1	新宿区立高田馬場創業支援センターの評価結果	5
2	新宿区立新宿消費生活センター分館の評価結果	9
	◎評価資料（指定管理者提出資料）	
1	高田馬場創業支援センター利用状況・事業実績	13
2	新宿消費生活センター分館会議室等利用状況	17
3	管理経費収支状況	19
	◎参考資料	
1	新宿区立高田馬場創業支援センターの指定管理者の管理業務に係る 事業評価に関する要綱	20
2	新宿区立新宿消費生活センター分館の指定管理者の管理業務に係る 事業評価に関する要綱	22
3	評価委員名簿及び評価委員会開催実績	24

I 評価の目的

新宿区では、旧シルバー人材センターの跡地を活用し、平成23年10月に消費者団体の活動支援などの機能の充実を目的とする「新宿区立新宿消費生活センター分館」の移転と併せ、同一建物内に中小企業の新たな創業支援などを行うため「新宿区立高田馬場創業支援センター」を開設しました。創業支援センターでは、オフィススペースの提供だけでなく、常駐する専門の職員が創業に必要な相談や情報提供等を行い、「創業の準備段階」から「経営革新」まで必要なノウハウの習得を支援し、企業家育成を行います。消費生活センター分館では、消費者団体の広報活動を支援するほか、地域住民への消費生活向上のための情報提供や施設の貸し出しも継続的にを行います。

また、両施設の管理運営については一元管理とし、効率的で質の高いサービスを提供できるように、指定管理者制度を導入することとしました。

これに伴い、区の審査及び区議会の承認を経て、平成23年10月1日から指定管理者による管理を開始し、第2期指定管理期間である平成26年4月1日からは有限会社そーほっとが管理業務を行っています。

指定管理者が行う管理運営及び事業の具体的内容は、指定管理者から提出される事業計画書に基づき、区と指定管理者が締結する協定書等で定めており、区では、指定管理者の管理業務が協定書の定めに従って適正に行われたか、また、施設の設置目的に沿って円滑に運営し、施設利用者へのサービスの向上がなされたかなどを検証するために、毎年度終了後、指定管理者評価委員会を開催し、管理業務の事業評価を実施しています。

高田馬場創業支援センター及び新宿消費生活センター分館においても、評価の結果を今後の管理業務に反映し、利用者へのより良いサービスの提供に寄与できるよう、令和7年度の事業評価（令和7年4月から令和8年3月までの1年間の業務実績について評価）を行いました。

Ⅱ 施設の概要

- 1 所在地 新宿区高田馬場一丁目 32 番 10 号
- 2 構造 鉄筋コンクリート造 地上 3 階・地下 1 階
(昭和 60 年 11 月築)
- 3 規模 敷地面積 269.29 m²
延床面積 603.52 m² (地下 1 階倉庫等 109.15 m²含む)

階数	施 設	室 名
3 階 (164.76 m ²)	新宿消費生活センター分館	会議室、調理室兼商品テスト室 資料コーナー
2 階 (168.82 m ²)	高田馬場創業支援センター	シェアードオフィス(10 席) 交流スペース、相談室、資料コ ーナー
1 階 (160.79 m ²)	高田馬場創業支援センター	個室オフィス(2 室)、会議室兼商 談室
	新宿消費生活センター分館	グループ活動室

- 4 開設年月日 平成 23 年 10 月 1 日
- 5 開館時間 8 : 30 ~ 24 : 00
※新宿消費生活センター分館は 22 : 00 まで
- 6 休館日 年末年始 (12 月 29 日 ~ 1 月 3 日)
- 7 管理業務の概要
 - (1) 施設運営業務
受付・案内業務、庶務事務等
 - (2) 施設管理業務
清掃業務、保安警備業務、各種設備保守点検業務、備品管理業務等
 - (3) 高田馬場創業支援センターに関する業務
産業に関する情報の収集及び提供、創業支援等の専門職員による面接・
指導業務、専門家相談・セミナー開催等による創業支援事業等
 - (4) 新宿消費生活センター分館に関する業務
消費生活に関する情報の収集及び提供、分館施設の利用承認事務、利用
料金の収納事務、消費者団体の活動支援等

Ⅲ 評価の概要

評価は、「新宿区立高田馬場創業支援センターの指定管理者の管理業務に係る事業評価に関する要綱」及び「新宿区立新宿消費生活センター分館の指定管理者の管理業務に係る事業評価に関する要綱」に基づき行いました。

1 評価者

新宿区立高田馬場創業支援センター及び新宿区立新宿消費生活センター分館指定管理者評価委員会

2 評価委員会の構成

5名（外部有識者等3名、内部委員2名）

構成員は、新宿区産業コーディネーター（大学教授）、中小企業診断士、新宿消費生活センター分館利用団体代表、文化観光産業部文化観光課長、文化観光産業部勤労者・仕事支援センター担当課長です。

3 評価項目

評価項目は、次の5項目です。

- ① 施設の運営に関すること
- ② 利用・サービスに関すること
- ③ 施設・設備の管理に関すること
- ④ 管理運営経費に関すること
- ⑤ 事業に関すること

4 評価対象資料

指定管理者から提出された令和7年度事業報告書及び自己評価表をもとに、評価委員会開催当日の指定管理者からの事業説明及び質疑応答によって評価を行いました。

5 評価方法

評価は、各委員が個別評価及び総合評価を行い、評価の平均値を踏まえ、区が全体評価を決定しました。評価の基準は、「指定管理者の事業評価に係る運用基準」に基づき、次のとおりとしています。

総合評価の平均値	全体評価の評価基準
3.5以上	4 優良
2.5以上3.5未満	3 良
1.5以上2.5未満	2 適当
1.0以上1.5未満	1 課題あり

Ⅳ 評価結果

1 新宿区立高田馬場創業支援センターの評価結果

各委員による評価を踏まえて、以下のとおり区が決定しました。

評 価 項 目	評価
(1) 施設の運営に関すること	2.5
(2) 利用・サービスに関すること	2.5
(3) 施設・設備の管理に関すること	2.9
(4) 管理運営経費に関すること	2.1
(5) 事業に関すること	2.9
総 合 評 価	2.6
全 体 評 価	3 (良)

- ・評価の見方 4：優良 3：良 2：適当 1：課題あり
- ・全体評価欄は総合評価欄の数値を下記基準により全体評価として記載
 - 3.5以上 → 4：優良
 - 2.5以上3.5未満 → 3：良
 - 1.5以上2.5未満 → 2：適当
 - 1.0以上1.5未満 → 1：課題あり

(参考) 各委員の評価

委 員 評価項目	A	B	C	D	E	平均
(1) 施設の運営に関すること	2.4	2.6	2.6	2.3	2.4	2.5
(2) 利用・サービスに関すること	2.7	2.3	2.5	2.3	2.7	2.5
(3) 施設・設備の管理に関すること	3.0	3.0	3.0	2.3	3.0	2.9
(4) 管理運営経費に関すること	2.0	2.0	2.0	2.0	2.5	2.1
(5) 事業に関すること	3.0	3.0	3.0	2.5	3.0	2.9
総合評価	2.6	2.6	2.6	2.3	2.7	2.6

項目別の評価及び全体評価

① 施設の運営に関すること

施設の運営に関して「利用率・稼働率」、「職員体制」、「職員教育」、「緊急時の対応」、「区との連絡調整」、「適正な労働環境の確保」、「その他施設の運営」の観点から評価を行いました。

【評価（2.5点）】

施設運営については、事業計画に基づき、適切に実施されていた。特に、利用終了者18名のうち15名が創業に至り、事業計画における創業者数の目標10名を上回る実績を上げたことは、施設における創業支援の成果として高く評価できる。

また、区との連絡調整については、日頃から緊密な情報共有を行うことにより、事故やトラブルのない適切な施設運営が確保されていた。

さらに、適正な労働環境の確保についても、労働環境モニタリングにおいて指摘された事項に対し、速やかに対応するとともに、必要な改善措置を講じていたことが確認できた。

今後は、これまでの運営実績や創業支援の成果を踏まえ、施設運営全般のさらなる質の向上に努めることが望まれる。

② 利用・サービスに関すること

施設の利用・サービスに関して「利用手続」、「サービス水準の確保」、「利用者サービスの向上」、「利用者対応・接遇」、「利用者要望の把握・対応」、「個人情報等の適切な対応」の観点から評価を行いました。

【評価（2.5点）】

利用者対応については、日常的なコミュニケーションを重視するとともに、相談対応等についても、きめ細かく行っていた。その結果、施設利用及び職員の接遇に関する利用者アンケートでは、94.3%が「良い」と回答しており、「応対が丁寧」、「親切に対応してもらえる」といった肯定的な意見も寄せられていることから、利用者に対する対応は良好であったと評価できる。

また、個人情報の管理については、電子データへのパスワード設定や、文書を施錠可能なキャビネットに保管するなど、適切な管理措置が講じられていた。加えて、新宿区による立入調査においても指摘事項はなく、個人情報適正に管理されていたことが確認された。

③ 施設・設備の管理に関すること

施設・設備の管理に関して「施設・設備管理」、「施設修繕・備品管理」、「省エネルギー・省資源」の観点から評価を行いました。

【評価（２．９点）】

施設・設備については、日常的な確認及び定期的な点検を実施し、適切な維持管理が行われていた。また、館内の清掃及び整理整頓については、利用者アンケートにおいて 97.1%が「良い」と回答しており、「常に綺麗」、「気持ちよく利用できる」といった肯定的な意見も寄せられていることから、施設・設備は良好に管理されていたと評価できる。

④ 管理運営経費に関すること

管理運営経費に関して「適正な会計」、「経費節減、収入・利益率確保の努力」の観点から評価を行いました。

【評価（２．１点）】

収支計画に基づき、適正な会計管理が行われていた。また、見積もり合わせによる購買先の選定や省エネルギーの推進など、経費削減に継続して取り組んでいた。さらに、業務の内製化や消耗品管理の徹底により、業務の効率化を図りながら、一定のサービス水準を維持していたことは評価できる。

管理運営経費については、今後も引き続き、業務の効率化や経費削減に向けた取組を進め、効率的かつ効果的な運営に努めることを期待する。

⑤ 事業に関すること

高田馬場創業支援センターの事業運営に関して「事業実施」、「効果的・効率的な視点」の観点から評価を行いました。

【評価（２．９点）】

事業計画書に基づき、創業相談（月４回）、創業セミナー（年５回）、創業スクール（年２回）、利用者交流会（毎月）など、計画した事業を適切に実施していた。

創業セミナー等の企画事業については、対象者のニーズを踏まえてテーマを設定するとともに、チラシ配布やSNS、ホームページなどを活用して参加者を広く募るなど、参加促進に向けた取組を行っていた。

また、補助金や融資等に関する情報を日常的に収集し、利用者や相談者に対して、迅速かつ的確に情報提供を行うことで、創業支援を効果的に実施していたことは評価できる。

⑥ 全体評価

令和７年度の指定管理者の管理業務について、各評価委員の評価を踏まえ、総合評価は「２．６」となりました。また、全体評価は、評価基準（２．５以上３．５未満→３：良）に照らし、「３：良」としました。

【総合所見】

事業計画に基づき、各事業を着実に実施するとともに、利用者へのサ

ービス向上に努めており、施設は良好に運営されていた。利用者アンケートでは、「職員の対応（良い：94.3%）」、「施設の清掃・整理整頓（良い：97.1%）」、「事業相談への対応（良い：91.4%）」など、各項目において高い評価を得ていることから、利用者のニーズを的確に把握し、施設運営やサービスの向上に活かしていることが認められる。

また、利用終了者18名のうち15名が創業に至り、事業計画における創業者数の目標10名を上回る実績を上げたことは、創業支援における成果として高く評価できる。

今後も、社会情勢や創業希望者を取り巻く環境の変化を的確に捉え、利用者の多様なニーズに柔軟に対応しながら、創業者数の増加及び区内定着に向け、より実効性の高いきめ細かな支援に引き続き取り組むことを期待する。

2 新宿区立新宿消費生活センター分館の評価結果

各委員による評価を踏まえて、以下のとおり区が決定しました。

評 価 項 目	評価
(1) 施設の運営に関すること	2.4
(2) 利用・サービスに関すること	2.6
(3) 施設・設備の管理に関すること	2.9
(4) 管理運営経費に関すること	2.2
(5) 事業に関すること	2.5
総 合 評 価	2.5
全 体 評 価	3 (良)

- ・評価の見方 4：優良 3：良 2：適当 1：課題あり
- ・全体評価欄は総合評価欄の数値を下記基準により全体評価として記載
 - 3.5以上 → 4：優良
 - 2.5以上3.5未満 → 3：良
 - 1.5以上2.5未満 → 2：適当
 - 1.0以上1.5未満 → 1：課題あり

(参考) 各委員の評価

委 員 評価項目	A	B	C	D	E	平均
(1) 施設の運営に関すること	2.3	2.4	2.6	2.1	2.4	2.4
(2) 利用・サービスに関すること	2.7	2.7	2.5	2.3	2.8	2.6
(3) 施設・設備の管理に関すること	3.0	3.0	3.0	2.3	3.0	2.9
(4) 管理運営経費に関すること	2.0	2.0	2.3	2.0	2.7	2.2
(5) 事業に関すること	2.0	2.5	3.0	2.0	3.0	2.5
総合評価	2.4	2.5	2.7	2.1	2.8	2.5

項目別の評価及び全体評価

① 施設の運営に関すること

施設の運営に関して「利用率・稼働率」、「職員体制」、「職員教育」、「緊急時の対応」、「区との連絡調整」、「適正な労働環境の確保」、「その他施設の運営」の観点から評価を行いました。

【評価（2.4点）】

施設運営については、事業計画に基づき、適切に実施されていた。稼働率については、会議室が43.59%（目標59.5%）にとどまり、目標を下回った。一方、調理室の稼働率は36.56%（目標33.9%）となり、前年に引き続き目標を上回ったことは評価できるものの、施設全体の利用促進という観点からは、さらなる取組が必要である。

また、学生や外国人など、新たな利用者層の利用が増加していることは、利用者層の拡大に向けた取組の成果として評価できる。

さらに、労働環境については、モニタリングにおいて指摘された事項に対して速やかに対応し、必要な改善を講じるなど、適正な労働環境の確保に努めていたことが確認できた。

今後は、会議室をはじめとする施設全体の稼働率向上に向け、利用実態や利用者ニーズを的確に分析するとともに、新たな利用者層のさらなる開拓や既存利用者の利用促進に資する、より実効性の高い取組を進めることが求められる。

② 利用・サービスに関すること

施設の利用に関して「利用手続」、「サービス水準の確保」、「利用者サービスの向上」、「利用者対応・接遇」、「利用者要望の把握・対応」、「個人情報等の適切な対応」の観点から評価を行いました。

【評価（2.6点）】

利用・サービスについては、概ね良好に実施されており、利用者に対して丁寧に対応するとともに、要望等にも適切に対応していた。利用者アンケートや利用者懇談会を実施するほか、日常的なコミュニケーションを重視し、利用者から寄せられる意見や要望を把握するとともに、必要な対応を迅速に行っていたことは評価できる。

また、指定管理者自らが施設を利用することで、利用者の視点から設備の利便性を確認し、その改善につなげる取組を行っていた点も評価できる。

個人情報については、電子データへのパスワード設定や、文書を施錠可能なキャビネットに保管するなど、適切な管理措置が講じられていた。

加えて、新宿区による立入調査においても指摘事項はなく、個人情報 が適正に管理されていたことが確認された。

今後も、利用者から寄せられる意見や要望を継続的に把握及び分析し、その結果を施設やサービスの改善に着実に反映させることで、利用者の利便性や満足度のさらなる向上につなげていくことを期待する。

③ 施設・設備の管理に関すること

施設・設備の管理に関して「施設・設備管理」、「施設修繕・備品管理」、「省エネルギー・省資源」の観点から評価を行いました。

【評価（2. 9点）】

施設・設備の日常的な確認と定期的な点検を実施しており、適切に維持管理が行われていた。また、館内の清掃・整理整頓についての利用者アンケートでは、97.1%が「良い」と回答しており、「いつも綺麗で清潔である」、「衛生的」といった肯定的な意見も寄せられていることから、利用者が快適に施設を利用できる環境の確保に努めていたものと認められる。

④ 管理運営経費に関すること

管理運営経費に関して「適正な会計」、「目標の達成」、「経費節減、収入・利益率確保の努力」の観点から評価を行いました。

【評価（2. 2点）】

令和7年度は、予算目標の達成には至らなかったものの、利用料収入については、前年度と比較して増加しており、一定の成果は認められる。また、会計処理については、適正に実施されていたことが確認できた。

経費節減については、省エネルギー対策を実施するとともに、チラシの作成を職員が担うなど、経費削減に向けた一定の取組が行われていたことは評価できる。

一方で、これらの取組による経費削減効果は限定的であり、予算目標が未達となっていることを踏まえると、管理運営経費のさらなる縮減と、利用促進による収入確保に向けた取組を一層進める必要がある。

⑤ 事業に関すること

新宿消費生活センター分館の事業運営に関して「事業実施」、「効果的・効率的な視点」の観点から評価を行いました。

【評価（2. 5点）】

事業計画に基づき、適切に事業は実施されていた。企画事業では、知名度のある区内企業とコラボレーションし、区民の関心を喚起する企画

を実施した結果、定員を大幅に上回る応募があるなど、一定の集客効果が認められた。こうした取組は、消費生活センター分館の認知度向上や、区民の施設への関心を高める上で、一定の効果があつたものと評価できる。

今後は、企画事業への参加を一時的な成果にとどめることなく、施設の継続的な利用や、消費生活に関する相談・情報提供等につなげるなど、事業実施による効果を一層高める取組を進めることが望まれる。

⑥ 全体評価

令和7年度の指定管理者の管理業務について、各評価委員の評価を踏まえ、総合評価は「2.5」となりました。また、全体評価は、評価基準（2.5以上3.5未満→3：良）に照らし、「3：良」としました。

【総合所見】

事業計画に基づき、管理業務は適切に行われていた。学生や外国人などの新規利用者を獲得するとともに、調理室の稼働率が目標を達成したことに加え、区内企業との連携等による効果的な企画事業を実施し、消費生活センター分館の周知及び利用促進につなげた点は評価できる。

しかしながら、会議室の稼働率は目標を下回っており、施設全体としての利用促進については、なお課題が残る。また、企画事業についても、一時的な成果にとどめることなく、参加者を継続的な施設利用につなげるための取組について、さらなる工夫が求められる。

今後は、ホームページによる情報発信に加え、SNSや関係機関・団体との連携など、多様な媒体や手法を活用した広報を強化し、消費生活センター分館の認知度向上と、新たな利用者層の拡大を図ることが求められる。特に、学生の利用促進については、学生のニーズや利用実態を的確に把握・分析した上で、対象者に応じた効果的な広報及び利用促進策を検討する必要がある。

あわせて、利用者サービスの維持及び向上に努めるとともに、会議室及び調理室の稼働率向上に資する具体的かつ実効性のある取組を一層強化することが望まれる。特に、会議室の稼働率が目標を下回った要因を分析し、その結果を利用促進策の見直しや改善に反映させるなど、施設全体の利用率向上につなげていくことが必要である。

◎評価資料（指定管理者提出資料）

1 高田馬場創業支援センター利用状況・事業実績

(1) 高田馬場創業支援センター利用実績

(単位：人)

年度	利用申請者数	利用承認者数	退所者数	退所者内訳			年度末利用者数
				創業	経営改善	断念等	
23	17	15	1	0	0	1	14
24	26	24	8	7	0	1	30
25	14	13	16	6	4	6	27
26	21	19	22	11	7	4	24
27	14	12	15	7	3	5	21
28	14	11	17	15	1	1	15
29	16	13	7	7	0	0	21
30	17	16	14	12	0	2	23
元	20	19	11	10	0	1	31
2	11	11	12	7	1	4	30
3	23	23	21	18	0	3	32
4	11	11	18	14	0	4	25
5	22	22	20	20	0	0	27
6	21	20	20	16	0	4	27
7	13	13	18	14	1	3	22
計	260	242	220	164	17	39	

(2) 創業者等内訳

(単位：人)

区分	創業	経営改善	計
区内	114	10	124
区外	50	7	57
計	164	17	181

(平成 23 年 10 月からの累計、令和 8 年 3 月 31 日現在)

(3) シェアードオフィス等利用実績

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
延べ利用者数(人)	123	161	176	172	164	159	160	149	146	163	138	154	1,865
開設日数(日)	30	31	30	31	31	30	31	30	28	28	28	31	359
1 日当たり利用者数(人)	4.1	5.2	5.9	5.5	5.3	5.3	5.2	5.0	5.2	5.8	4.9	5.0	5.2 (平均値)

(4) 創業相談デスク（個別相談会）の事業実績

69 回実施

(5) 創業セミナーの事業実績

開催日	事業名	ゲスト	参加 人数
8 月 2 日	ポートフォリオ型キャリア の作り方	株式会社MA S H 代表取締役 染谷 昌利 氏	12
9 月 27 日	知っておきたい「はじめて の会社設立」	アップシード法務事務所 代表司法書士 千葉 将人氏	18
11 月 11 日	金融機関の担当者に直接相 談できる「創業融資&事業 繁栄につながる創業計画書 の作り方」	株式会社MMコンサルティング 代表 上野 光夫 氏	17
11 月 22 日	スモールスタートの事業主 のための基礎知識	東京圏雇用労働相談センター相 談員／弁護士 佐藤 省吾 氏	13
2 月 7 日	スモールビジネス向け金融 のプロに聞く。創業融資の ポイントとコツ	日本政策金融公庫 新宿支店 融 資第二課 融資第二課長 吉原 慎一 氏 課長代理 東谷 侑哉 氏 課長代理 上堀内 沙記 氏 課長代理 池内 嘉隆 氏	19

(6) 創業スクールの事業実績

区分	開催日	テーマ	担当講師	参加人数
第1回	8月23日 (1日目)	経営	株式会社コミュニティコム 代表取締役 星野 邦敏 氏	9
	8月30日 (2日目)	財務	株式会社S a i t e k i 代表取締役 戸塚 直道 氏	9
	9月6日 (3日目)	人材 育成	早稲田メーヤウ株式会社 代表取締役 高師 雅一 氏	9
	9月13日 (4日目)	販路 開拓	NPO 法人 Startup Weekend ファシリテーター 李 東烈 氏	7
第2回	3月7日 (1日目)	経営	株式会社ナラティブベース 代表取締役 江頭 春可 氏	8
	3月14日 (2日目)	財務	さかなや しんせい 店主 神田 拓海 氏	9
	3月21日 (3日目)	人材 育成	株式会社G e n i c s 代表取締役 栄田 源 氏	9
	3月28日 (4日目)	販路 開拓	NPO 法人 Startup Weekend ファシリテーター 李 東烈 氏	9

(7) 利用者交流会の事業実績

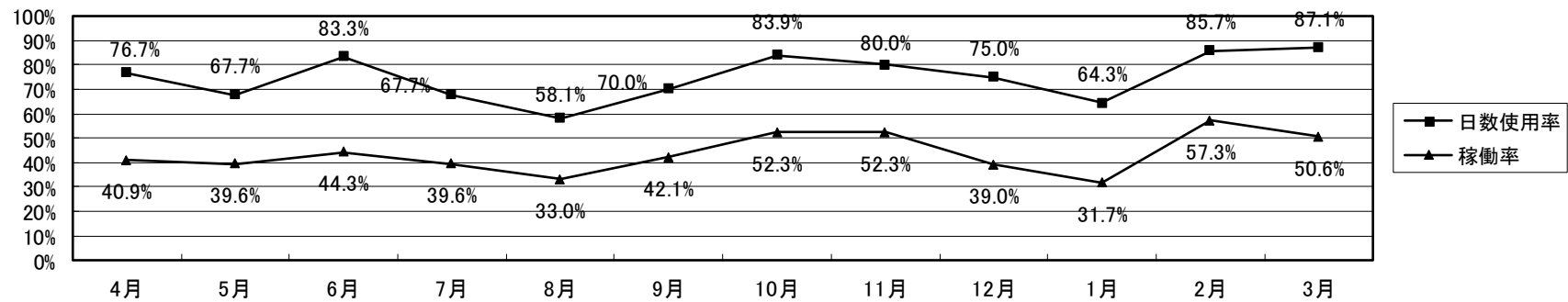
区分	開催日	参加 人数	内訳		
			利用者	OB	その他
第1回	4月28日	15	9	3	3
第2回	5月23日	12	6	5	1
第3回	6月18日	15	9	4	2
第4回	7月16日	13	8	4	1
第5回	8月26日	11	6	5	－
第6回	9月30日	15	9	3	3
第7回	10月21日	12	7	4	1
第8回	11月25日	9	7	1	1
第9回	12月23日	12	8	2	2
第10回	1月26日	11	8	1	2
第11回	2月24日	19	8	6	5
第12回	3月17日	16	10	3	3

2 新宿消費生活センター分館会議室等利用状況

(1) 会議室の月別日数使用率、稼働率

利用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
使用可能日数 (A)	30	31	30	31	31	30	31	30	28	28	28	31	359
使用日数 (B)	23	21	25	21	18	21	26	24	21	18	24	27	269
日数使用率 (%) (B/A)	76.67%	67.74%	83.33%	67.74%	58.06%	70.00%	83.87%	80.00%	75.00%	64.29%	85.71%	87.10%	74.93%
使用可能区分数 (D)	88	91	88	91	91	88	91	88	82	82	82	91	1,053
使用区分数 (C)	36	36	39	36	30	37	48	46	32	26	47	46	459
午前	9	8	8	9	9	12	14	11	6	2	12	15	115
午後	15	14	17	14	14	14	17	18	14	12	20	20	189
夜間	12	14	14	13	7	11	17	17	12	12	15	11	155
稼働率 (%) (C/D)	40.91%	39.56%	44.32%	39.56%	32.97%	42.05%	52.75%	52.27%	39.02%	31.71%	57.32%	50.55%	43.59%
利用者数 (人)	480	562	690	545	783	429	620	599	364	294	686	576	6,628

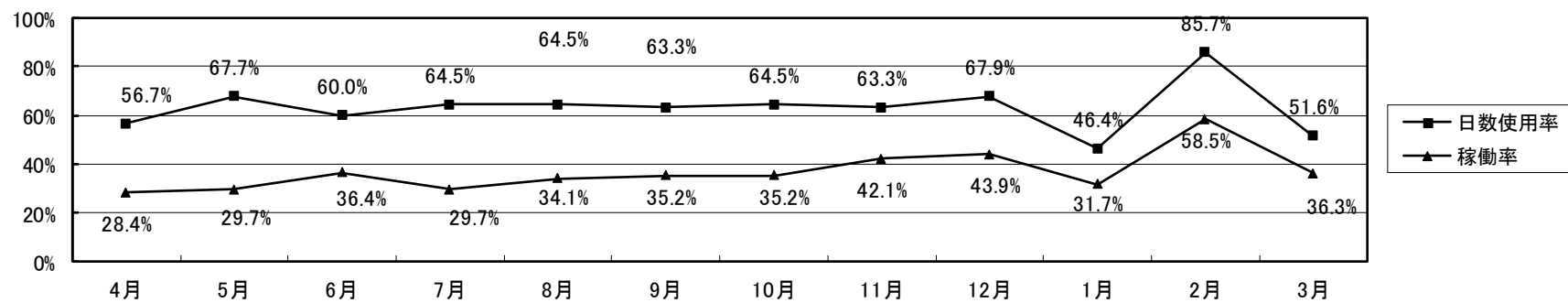
(注：使用可能区分数(D)はメンテナンスのための2枠を除く)



(2) 調理室兼商品テスト室の月別日数使用率、稼働率

利用月		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
使用可能日数 (A)		30	31	30	31	31	30	31	30	28	28	28	31	359
使用日数 (B)		17	21	18	20	20	19	20	19	19	13	24	16	226
日数使用率 (%) (B/A)		56.67%	67.74%	60.00%	64.52%	64.52%	63.33%	64.52%	63.33%	67.86%	46.43%	85.71%	51.61%	62.95%
使用可能区分数 (D)		88	91	88	91	91	88	91	88	82	82	82	91	1,053
使用区分数 (C)		25	27	32	27	31	31	32	37	36	26	48	33	385
	午前(a)	3	1	5	5	4	8	7	11	8	6	10	8	76
	午後(b)	8	10	15	10	17	14	9	14	15	9	20	12	153
	夜間(c)	14	16	12	12	10	9	16	12	13	11	18	13	156
稼働率 (%) (C/D)		28.41%	29.67%	36.36%	29.67%	34.07%	35.23%	35.16%	42.05%	43.90%	31.71%	58.54%	36.26%	36.56%
利用者数 (人)		490	431	637	467	544	410	491	626	563	447	675	486	6,267

(注：使用可能区分数(D)はメンテナンスのための2 枠を除く)



3 管理経費収支状況

(単位：円)

項目		予算額	収入済額	差引	内訳
収入項目	施設利用料金収入	1,655,000	1,493,100	▲161,900	新宿消費生活センター分館
	会議室利用料	950,500	616,250	▲334,250	
	調理室利用料	459,500	576,850	117,350	
	付帯設備利用料	245,000	300,000	55,000	
	企画事業収入	210,000	192,520	▲17,480	
	コピー・プリンタ利用料	120,000	62,420	▲57,580	高田馬場創業支援センター
	交流会等参加費	90,000	130,100	40,100	
	指定管理料収入	63,771,000	63,763,886	▲7,114	
	指定管理料	63,471,000	63,471,000	0	
	修繕費	300,000	292,886	▲7,114	
収入合計(A)		65,636,000	65,449,506	▲186,494	

項目		予算額	支出済額	差引	内訳
支出項目	人件費等	35,811,600	32,227,197	3,584,403	施設長、消費担当職員、施設管理担当職員、受付担当職員、アルバイト職員、社保など
	管理費	19,792,400	17,139,811	2,652,589	事務・施設に関する消耗品、新聞・書籍、印刷費、コピー機に関するトナー、リース料(複合機、給茶機)、通信費、修繕費、日常・定期清掃、保守点検、機械警備、ネットワーク保守、壁面緑化維持管理、電気、ガス、水道他
	事務経費等	10,032,000	8,712,846	1,319,154	保険料、租税公課、法人本部管理費、(税理士・社労士費用など)、企画事業費、福利厚生費、支払手数料
支出合計(B)		65,636,000	58,079,854	7,556,146	

差 引 収 支 (C) = (A) - (B)	7,369,652
----------------------------	-----------

◎参考資料

参考資料 1

新宿区立高田馬場創業支援センターの指定管理者の管理業務に係る事業評価に関する
要綱

平成 26 年 6 月 11 日

26 新地産産第 647 号

一部改正地域文化部長決定

平成 28 年 3 月 18 日

27 新地産産第 2842 号

一部改正地域文化部長決定

令和 2 年 6 月 1 日

2 新文産産第 1043 号

一部改正文化観光産業部長決定

令和 3 年 4 月 1 日

3 新文産産第 1369 号

一部改正文化観光産業部長決定

（目的）

第 1 条 この要綱は、新宿区立高田馬場創業支援センター（以下「創業支援センター」という。）の指定管理者が実施した管理業務に係る事業を評価するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（評価委員会の設置）

第 2 条 事業評価を行うため、新宿区立高田馬場創業支援センター指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 各委員は、第 1 条の目的とする創業支援センターの事業評価を行う。

（組織）

第 3 条 委員会は、次に掲げる職にある者につき、区長が委嘱し、又は任命する委員 5 名をもって組織する。

（1）外部有識者等 3 名

（2）内部委員 2 名

2 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日又は任命の日から、所定の評価業務が終了した日までとする。

(委員会の開催)

第5条 委員会は委員長が招集する。

2 委員長は、委員の半数以上の出席がなければ委員会を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じ委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(評価)

第6条 各委員は、創業支援センターの指定管理者が提出した事業報告書及びその他委員会が必要と認める書類について、別表に定める評価基準により評価を行うものとする。評価を行う際、必要に応じて、当該指定管理者から聞き取り調査等を行うことができる。

2 前項の評価項目は、次に掲げる事項とする。

(1) 施設の運営に関すること

(2) 利用・サービスに関すること

(3) 施設・設備の管理に関すること

(4) 管理運営経費に関すること

(5) 事業に関すること

(評価結果の決定)

第7条 区長は、各委員の評価を踏まえ、評価結果を決定する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、文化観光産業部産業振興課が処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

新宿区立新宿消費生活センター分館の指定管理者の管理業務に係る事業評価
に関する要綱

26 新地消消第 383 号 平成 26 年 6 月 11 日 地域文化部長決定
改正 28 新文消消第 79 号 平成 28 年 4 月 1 日 文化観光産業部長決定
改正 2 新文消消第 224 号 令和 2 年 6 月 1 日 文化観光産業部長決定
改正 3 新文消消第 14 号 令和 3 年 4 月 1 日 文化観光産業部長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、新宿区立新宿消費生活センター分館（以下「消費生活センター分館」という。）の指定管理者が実施した管理業務に係る事業を評価するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(評価委員会の設置)

第 2 条 事業評価を行うため、新宿区立新宿消費生活センター分館指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 各委員は、第 1 条の目的とする消費生活センター分館の事業評価を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる職にある者につき、区長が委嘱し、又は任命する委員 5 名をもって組織する。

(1) 外部有識者等 3 名

(2) 内部委員 2 名

2 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日又は任命の日から、所定の評価業務が終了した日までとする。

(委員会の開催)

第 5 条 委員会は委員長が招集する。

2 委員長は、委員の半数以上の出席がなければ委員会を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じ委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(評価)

第 6 条 各委員は、消費生活センター分館の指定管理者が提出した事業報告書及びその他委員会が必要と認める書類について、別表に定める評価基準により評価

を行うものとする。

2 前項の評価項目は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施設の運営に関する事
- (2) 利用・サービスに関する事
- (3) 施設・設備の管理に関する事
- (4) 管理運営経費に関する事
- (5) 事業に関する事

3 委員会は、第1項の評価を行う際、必要に応じて、当該指定管理者から聞き取り調査等を行うことができる。

(評価結果の決定)

第7条 区長は、各委員の評価を踏まえ、評価結果を決定する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、文化観光産業部消費生活就労支援課が処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月11日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

評価委員会名簿及び評価委員会開催実績

- 1 新宿区立高田馬場創業支援センター及び新宿区立新宿消費生活センター分館
指定管理者評価委員会委員

役 職	氏 名	備考
学識経験者等（新宿区産業コーディネーター、日本大学 教授）	金子 憲	委員長 （互選による）
学識経験者等 （新宿区中小企業診断士会 会長）	平山 薫	
学識経験者等 （新宿区消費者団体連絡会 副会長）	小野 清	
内部委員 （文化観光産業部文化観光課長）	神崎 章	
内部委員 （文化観光産業部勤労者・仕事支援センター担当課長）	廣井 孝年	

- 2 新宿区立高田馬場創業支援センター及び新宿区立新宿消費生活センター分館
指定管理者評価委員会の開催実績

(1) 日時 令和8年7月21日（火）午後2時～4時

(2) 場所 新宿区立新宿消費生活センター分館 3階会議室

(3) 出席者

評 価 委 員 金子委員、平山委員、小野委員、神崎委員、廣井委員

指定管理者 有限会社そーほっと（事業説明及び質疑応答のため）

事 務 局 産業振興課、消費生活就労支援課

(4) 内容

- ① 評価方法等概要説明
- ② 指定管理者による事業説明
- ③ 主管課の意見説明
- ④ 指定管理者との質疑応答
- ⑤ 各評価委員による評価
- ⑥ 施設所管課による各委員の評価の取りまとめ